平成２８年度　　事務事業評価シート

章	1	やさしさと共生するまち
節	4	男女共同参画社会の実現
施策	I	男女の人権が尊重される社会の実現
目標		男女共同参画社会の実現を図るため、男女の人権が尊重される社会を実現する。

	指標名	単位	基準値 H16	中間値 H21	実績値 H22	実績値 H23	実績値 H24	実績値 H25	実績値 H26	実績値 H27
指標①	男女共同参画に関する言葉を見たり聞いたりしたことのない人の割合	%	14.2	－	－	12.4	－	－	12.4	5.3
指標②	民間シェルター（配偶者や恋人などからの暴力被害者の緊急避難施設）利用者の市民の人数	人	3（13）	5（9）	8（12）	14（22）	5（9）	5（7）	7(14)	3(5)

施策コード	施策の基本的な方向	主要な施策	具体的な内容
1-①	1　男女平等の条件づくり	①　家庭、学校、地域、職場での男女平等意識の啓発	・男女平等意識の浸透や男女共同参画に関する理解と認識を深めるための啓発に努めます。
1-②	1　男女平等の条件づくり	②　家庭生活への男性の参画促進	・家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事、育児、介護等の参画促進に努めます。
2-①	2　女性の人権保護	①　配偶者・パートナーからの暴力に関する相談及び支援体制の充実	・関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めます。

NO	施策	事業名【事務事業コード】	部名及びグループ名		開始年度	終了年度	事業区分	会計種別	大型事業推進プラン掲載事業	Plan ・ Do：事業概要：事業の目的	年度	対象者等 ※ハード事業の場合は、施設名を記載	事業の内容	根拠法令、条例、要綱等	事業の成果、目標：指標名	単位	H26実績	H27実績	H28目標	H29目標	H30目標	H31目標	各年度の決算額、当該年度の予算額、今後の予算案【 単位 ： 千円 】：名称	H26決算	H27決算	H28予算	H29予算案	H30予算案	H31予算案	Check：第2期基本計画第3次実施計画期間（H24～H27）及び平成28年度における事業内容の変更・改善等の状況		評価	評価の判断理由、特記事項など（妥当性、有効性、効率性、成果）	Action：今後の事業の方向性【H29以降】
1	1-①	男女共同参画社会づくり事業 14111001	市民生活部	市民サービスG	H9	－	ソフト	一般会計		登別市男女共同参画基本計画に基づき、女性と男性がお互いを尊重し、それぞれの個性と能力を発揮して共に支え合う、男女共同参画社会の形成を図ることを目的とする。	H26	市民	登別市男女共同参画社会づくり推進会議と意見交換を図りながら、登別市男女共同参画第２次基本計画（はぁもにぃプラン21）の実施計画登載事業を推進した。 【事業内容】男女共同参画に関する市民団体の活動支援（のぼりべつ男女平等参画懇話会、プラタナス）、市民団体の男女共同参画フォーラムの開催支援、広報のぼりべつ「小特集」の企画編集（年１回）、情報紙「アンダンテ」の発行（年１回）、小学校４年生向け啓発冊子、アンケートの実施、出前講座（男性料理教室）、男女共同参画週間に向けた作品展　等	男女共同参画基本法、北海道男女平等参画推進条例	審議会等委員の女性の登用率	%	24	25	40	40	40	40	国庫支出金							H26以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	平成２４年度に実施した男女共同参画に関する意識調査において、家庭では、男女が共同で家事を分担する意識の高まりが見られるが、社会情勢の変化に伴う新たな課題やワークライフ・バランスなど、依然として課題があることから、引き続き事業に取り組んでいく。	男女共同参画社会の形成を図るため、登別市男女共同参画基本計画（第２次）の実施計画登載事業を推進していく。
																							道支出金												
											H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									地方債							H27	上記のとおり			
															市内事業所における正規従業員の女性の割合（調査が隔年実施のため、平成26年度労働基本調査は未実施）	%	－	35.53	50	50	50	50	その他											
											H28	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									一般財源		76	106	163	145	145	145	H28	上記のとおり			
																							合　計		76	106	163	145	145	145					
2	2-①	男女共同参画社会づくり事業（民間シェルター運営補助金） 14121001	市民生活部	市民サービスG	H12	－	ソフト	一般会計		配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者からの暴力から逃れる女性を守ることにより、女性の人権と尊厳を守り、男女が対等に生きることができる社会を実現することを目的とする。	H26	NPO法人ウィメンズ・マサカーネ	室蘭市、伊達市と３市により、配偶者からの暴力被害者保護のための民間シェルターを設置する「ＮＰＯ法人ウィメンズネット・マサカーネ」の運営を補助し活動の支援を行った。また、当市におけるＤＶ被害者相談に対して関係機関と連携を図り、当事者本位の対応を行った。（自立支援の活動として、自立後のサポート業務等のほか、子どもの居場所ポケットの運営、シェルター入所中の子どもに対するティーンプログラムの実施、子どもボランティア研修事業等を行った。）	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	自立割合（夫の元へ戻らない場合）	%	100	100	100	100	100	100	国庫支出金							H26以前	事業実施中に不断の事務改善を検討・実施しておりますが、事業内容に変更はありません。	維持	『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』に基づき、行政として関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めるためシェルターを支援する意義は大きく、継続した補助が必要である。	登別市男女共同参画基本計画（第２次）において、配偶者暴力に関する方針を追加し、配偶者からの暴力被害防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく。
																							道支出金												
											H27	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									地方債							H27	上記のとおり			
															シェルター利用者（登別市民の数）	人	14	5	16	18	20	20	その他											
											H28	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり									一般財源		150	150	300	300	300	300	H28	事業内容について変更はありませんが、補助金のあり方について協議する。			
																							合　計		150	150	300	300	300	300					